子ども手当の申請は？ YES or NO もらえるの？

スタート

平成７年４月２日以降に生まれたお子さんがいますか？

いいえ → 子ども手当はもらえません。

はい ↓

現在、児童手当をもらっていますか？

いいえ → **申請が必要です。**
手続きをしてください。
「子ども手当認定請求書」

はい ↓

中学２年生または３年生のお子さんがいますか？

いいえ → **申請は不要です。**
児童手当から子ども手当に引き継ぎます。

はい ↓

申請が必要です。
手続きをしてください。
「子ども手当額改定認定請求書」

※３月中に出生または転入等で、児童手当の手続きを済まされた方は、「児童手当認定（額改定）申請書」を「子ども手当認定（額改定）申請書」として取り扱いますので、新たな申請は要りません。

「児童手当」と「子ども手当」の違い

※太字部分が「児童手当」と異なる部分

	児童手当	子ども手当
対象児童	０歳から小学校修了（12 歳到達後、最初の３月 31 日）まで	**０歳から中学校修了（15 歳到達後、最初の３月 31 日）まで**
所得制限	あ　り	**な　し**
支払時期	６月、10 月、２月に前月までの４か月分を支給	６月、10 月、２月に前月までの４か月分を支給
手当月額	３歳未満と第３子以降は 10,000 円 それ以外は 5,000 円	**平成 22 年度は１人につき 13,000 円**